新型コロナウイルス感染症の影響による公社賃貸住宅等の 家賃等の支払いに関する特別措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による収入の減少等に伴い、一時的に家賃等の支払いが困難になったお客様に対して、家賃等の支払期限を延長する特別措置を下記のとおり実施します。

1 特別措置の内容

原則として、令和2年5月分から7月分の家賃等の支払期限を 令和3年3月末まで延長

※家賃等:家賃(賃料)・共益費(管理費)・駐車場使用料

本特別措置は支払期限の延長であり、減額や免除ではありませんのでご注意ください。

- 2 対象となるお客様・契約等
 - ① 対象となるお客様

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、休業・失業等により一時的に家賃等の 支払いが困難となった方

※令和2年3月以前から家賃等の滞納のある方は除きます。

- ② 対象となる契約
 - ・公社賃貸住宅:白旗台、轟町、成田、パティオス9番街、同 13番街、 同 14番街の各住宅賃貸借契約及び入居する方との駐車場使用契約
 - 賃貸店舗:賃貸借契約及び駐車場使用契約
- ③ 特別措置の受付開始日等

令和2年5月11日より受付を開始します。

なお、本特別措置の適用申請については、新型コロナウイルス感染症の拡大により収入が減少したことを証する書類(休業、休職、離職証明書や廃業届等)を 提出していただきます。

【お問い合わせ先】

千葉県住宅供給公社 賃貸業務課

受付時間:9時から17時(土曜・日曜・祝日を除く)

電話: 0 4 3 - 2 2 7 - 5 3 2 0